

令和8年3月那須塩原市議会定例会議付議事件

議案番号	件名	主管
発議第1号	那須塩原市議会委員会条例の一部改正について	議会事務局
発議第2号	那須塩原市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について	議会事務局

発議 第1号

那須塩原市議会委員会条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和8年3月18日提出

議会運営委員長 森本 彰伸

那須塩原市議会委員会条例の一部を改正する条例

那須塩原市議会委員会条例（平成17年那須塩原市条例第203号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「総務部」の次に「、市民生活部」を加え、「、議会事務局」を削り、同条第3号中「市民生活部、環境戦略部」を「環境戦略部」に改める。

第2条第1号中「、議会事務局」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

那須塩原市議会委員会条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務企画常任委員会 8人 企画部、総務部、<u>市民生活部</u>、会計課_____、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の所管に属しない事項</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 建設経済常任委員会 8人 <u>環境戦略部</u>_____、産業観光部、建設部、上下水道部及び農業委員会の所管に属する事項</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務企画常任委員会 8人 企画部、総務部_____、会計課、<u>議会事務局</u>、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の所管に属しない事項</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 建設経済常任委員会 8人 <u>市民生活部</u>、<u>環境戦略部</u>、産業観光部、建設部、上下水道部及び農業委員会の所管に属する事項</p> <p>(4) (略)</p>

発議 第2号

那須塩原市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和8年3月18日提出

議会運営委員長 森本 彰伸

那須塩原市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

那須塩原市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年那須塩原市条例第207号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「各月1日（以下「基準日」という。）」を「交付申請時」に改め、同条第2項中「年度当初に12箇月分を」を「交付決定の際に当該年度分を一括して」に改め、同条第3項中「基準日に当たる」を「各月1日の」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 年度の途中において議員の辞職、失職、除名、死亡若しくは所属会派からの脱会又は議会の解散があった場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月分（その日が各月1日の場合は、当月分）以降における当該議員に係る政務活動費は交付の対象としない。

第4条第1項中「異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たるときは、当月）の末日までに、」を削り、「算定した政務活動費の」を「算定した」に改め、「会派は」の次に「異動が生じた日から15日以内に」を、「上回る額を」の次に「市長に」を加え、同条第2項中「基準日に当たる」を「各月1日の」に改め、「政務活動費を」の次に「解散した日から30日以内に市長に」を加える。

第7条第3項中「30日」を「10日」に改める。

第8条中「場合」の次に「、」を、「政務活動費を」の次に「当該年度終了後3

0日以内に」を加える。

別表調査研究費の項中「（交通費及び宿泊費は、那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年那須塩原市条例第43号）に準じて算定した鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料の額とする。）」を削り、同表研修費の項中「（交通費及び宿泊費は、那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に準じて算定した鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料の額とする。）」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

那須塩原市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(交付額及び交付方法)</p> <p>第3条 会派に対する政務活動費は、交付申請時_____における当該会派の所属議員数に月額2万円を乗じて得た額を交付する。</p> <p>2 政務活動費は、交付決定の際に当該年度分を一括して交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。</p> <p>3 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が各月1日の___場合は、当月分）から政務活動費を交付する。</p> <p>4 <u>年度の途中において議員の辞職、失職、除名、死亡若しくは所属会派からの脱会又は議会の解散があった場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月分（その日が各月1日の場合は、当月分）以降における当該議員に係る政務活動費は交付の対象としない。</u></p>	<p>(交付額及び交付方法)</p> <p>第3条 会派に対する政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に月額2万円を乗じて得た額を交付する。</p> <p>2 政務活動費は、<u>年度当初に12箇月分を_____</u>交付する。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。</p> <p>3 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。</p> <p>4 <u>基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合当該議員は、第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。</u></p>
<p>(所属議員数の異動に伴う調整)</p> <p>第4条 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において所属議員数に異動が生じた場合、_____既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した_____額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは、会派は<u>異動が生じた日から15日以内に当該上回る額を市長に返還しなければならない。</u></p> <p>2 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において解散したときは、会派は解散の日の属する月の翌月分（その日が各月1日の___場合は、当月分）以降の政務活動費を解散した日から30日以内に市長に返還しなければならない。</p>	<p>(所属議員数の異動に伴う調整)</p> <p>第4条 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において所属議員数に異動が生じた場合、<u>異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たるときは、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは、会派は_____当該上回る額を_____返還しなければならない。</u></p> <p>2 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において解散したときは、会派は解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を_____返還しなければならない。</p>
<p>(収支報告書等の提出)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者は、解散した日から<u>10日</u>以内に収支報告書及び実績報告書を提出しなければならない。</p>	<p>(収支報告書等の提出)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者は、解散した日から<u>30日</u>以内に収支報告書及び実績報告書を提出しなければならない。</p>

(政務活動費の返還)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を当該年度終了後30日以内に市長に返還しなければならない。

別表 (第5条関係)

項目	内容
調査研究費	交通費、宿泊費、施設入場料、通信費その他の先進地又は現地の調査及び研究に要する経費_____
研修費	会場費、講師謝金、参加者負担金、交通費、宿泊費その他の会派が研究会、研修会等を開催するために要する経費又は他の団体が開催する研究会、研修会等に参加するために要する経費_____
(略)	(略)

(政務活動費の返還)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を_____市長に返還しなければならない。

別表 (第5条関係)

項目	内容
調査研究費	交通費、宿泊費、施設入場料、通信費その他の先進地又は現地の調査及び研究に要する経費(交通費及び宿泊費は、那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年那須塩原市条例第43号)に準じて算定した鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料の額とする。)
研修費	会場費、講師謝金、参加者負担金、交通費、宿泊費その他の会派が研究会、研修会等を開催するために要する経費又は他の団体が開催する研究会、研修会等に参加するために要する経費(交通費及び宿泊費は、那須塩原市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に準じて算定した鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料の額とする。)
(略)	(略)